

J R 東海労幹関西地「申」第 17 号
2 0 2 0 年 1 月 2 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「準夜勤手当の未払い」に関する申し入れ

昨年 10 月 12 日～13 日、大阪第二運輸所において、台風 19 号災害時における勤務取扱いについて、準夜勤手当の未払いが発生した。

今回も、東海労組合員が 11 月の給与明細を確認して、はじめて準夜勤手当が支給されてないことに疑問を抱き、当日の勤務取扱いに対し、当該組合員自ら会社に「準夜勤手当を付けるべきである」と指摘した。その結果、今年 1 月に入り会社から「準夜勤手当を支給する」旨の説明と謝罪があった。

昨年 1 月 15 日、東海労関西地本と関西支社との間で開催した「会社の杜撰な管理による超勤過払い」（申第 15 号）の業務委員会では、対策として「今後は、関係者に正当な入力方・確認方の周知と指導を図っていく。」と回答している。

しかし、この間の対策では何ら解決出来ないことが明らかになった。賃金支給の度重なるミスに対し、会社と社員の間で信頼を揺るがしかねない大変重大な事態であり、組合として到底看過できないと考える。

よって下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 「準夜勤手当」の未払いが発生した経緯を時系列で明らかにすること。
2. 昨年 1 月 15 日、東海労関西地本と関西支社との間で開催した「会社の杜撰な管理による超勤過払い」（申第 15 号）の業務委員会で、会社は、対策として「今後は、関係者に正当な入力方・確認方の周知と指導を図っていく。」と回答している。しかし、またもや会社の杜撰な管理で未払いが発生した。会社の見解を明らかにすること。

3. 賃金支給の度重なるミスに対し、会社と社員の間で信頼を揺るがしかねない大変重大な事態であると考え、会社の見解を明らかにすること。
4. 会社の「関係者に正当な入力方・確認方の周知と指導を図る。」対策では、不十分であることが明らかになった。今後の対策を明らかにすること。
5. 乗務員勤務に対し、「準夜勤手当」を支給するか否かの判断は、現場長判断で可能だと考える。何故、本社判断が必要なのか明らかにすること。
6. 大阪第二運輸所において、「準夜勤手当」の未払いを発生させ職場を混乱させた責任は全て会社にある。「準夜勤手当」の未払いに至った経緯を全社員に説明し、会社掲示で謝罪し、再徹底すること。

以上